

第 2 回

出水市公共施設適正配置計画検討委員会

日時： 平成 26 年 10 月 2 日（木） 午前 10 時

場所： 出水市役所本庁 203 会議室（2 階）

会 次 第

1 開会

2 会議録の確認について

3 説明

(1) 出水市の財政状況等について

(2) 出水市公共施設白書について

(3) 住民アンケートの結果について（1 ページ）

(4) 住民説明会について（1 ページ）

(5) インフラ長寿命化計画及び公共施設等総合管理計画について（2 ページ～）

(6) 先進事例（統廃合等）の紹介について（5 ページ～）

4 審議事項

(1) 利用者アンケートの実施について（10 ページ）

(2) 公共施設適正配置計画の概要について（10 ページ～）

(3) 公共施設マネジメント基本方針について（11 ページ～）

5 その他

3 説明

(1) 出水市の財政状況等について

資料1のとおり

(2) 出水市公共施設白書について

別添のとおり

(3) 住民アンケートの結果について

ア 調査対象 10歳代から70歳代までの市民2,100人を無作為抽出

イ 調査期間 8月1日から同月22日まで

ウ 調査方法 郵送により調査票を送付し、郵送又はホームページから回答

エ 回答率 38.2% (2,100件のうち802件の回答あり)

オ 結果 資料2のとおり

(4) 住民説明会について

ア 日程等

	日 時	会 場
1	11月10日(月)午後7時	野田農村環境改善センター
2	11月12日(水)午後7時	米ノ津農村環境改善センター
3	11月19日(水)午後7時	高尾野農村環境改善センター
4	11月25日(火)午後7時	荘中学校体育館
5	11月28日(金)午後7時	中央公民館小ホール

イ 説明内容

- ・ 公共施設白書(概要版)
- ・ 公共施設マネジメントの基本方針

ウ その他

都市計画区域の見直し(市都市計画課所管)についても併せて説明

インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国
対象施設：全てのインフラ

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
- 基本的な考え方
 - インフラ機能の確実かつ効率的な確保
 - メンテナンス産業の育成
 - 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

- 〇インフラ長寿命化計画(行動計画)**
 - 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
 - 対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見直し/必要施策に係る取組の方向性等

〇個別施設毎の長寿命化計画(個別施設設計画)

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実設計画
 - 対象の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対象内容と時期/対策費用等

4. 必要施策の方向性

- 点検・診断**
 - 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
- 修繕・更新**
 - 優先順位に基づき効果的かつ効果的な修繕・更新の実施等
- 基準類の整備**
 - 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
- 情報基盤の整備と活用**
 - 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
- 新技術の開発・導入**
 - ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
- 予算管理**
 - 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
- 体制の構築**
 - [国]資格・研修制度の充実
 - [地方]維持管理部門への人員の適正配置
 - [民間企業]入札契約制度の改善等
- 法令等の整備**
 - 基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

行動計画

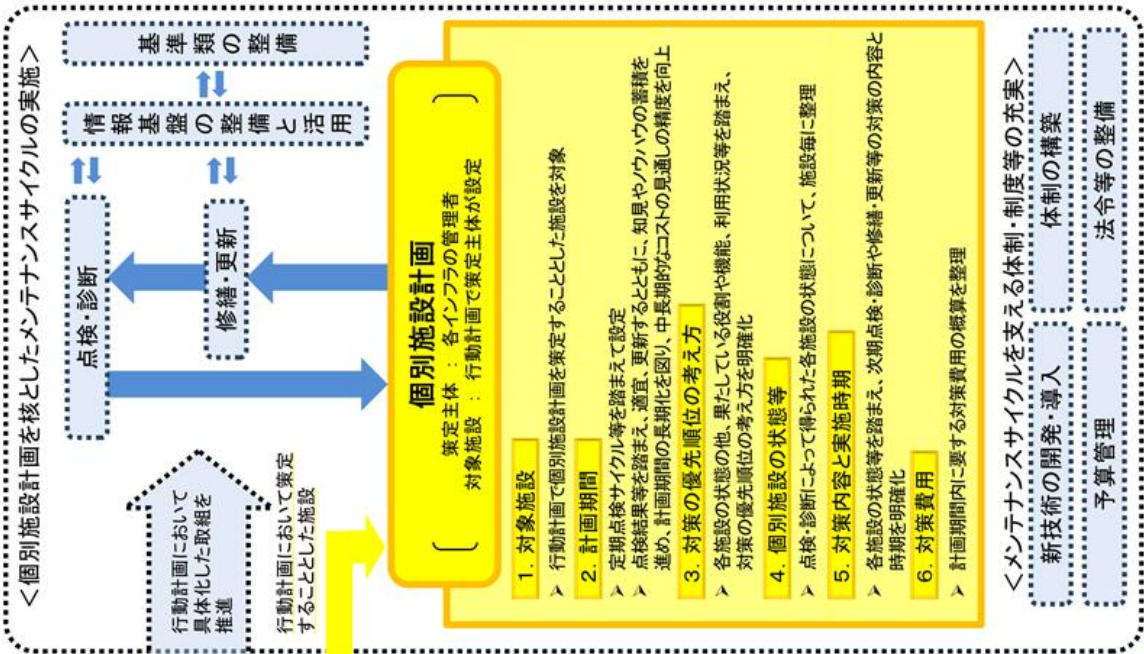
策定主体：各インフラを管理・所管する者
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

- 対象施設**
 - 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定
- 計画期間**
 - 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
 - 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展
- 対象施設の現状と課題**
 - 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理
- 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し**
 - 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示
- 必要施策に係る取組の方向性**
 - 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) フラットフォームを構築・運用
個別施設設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

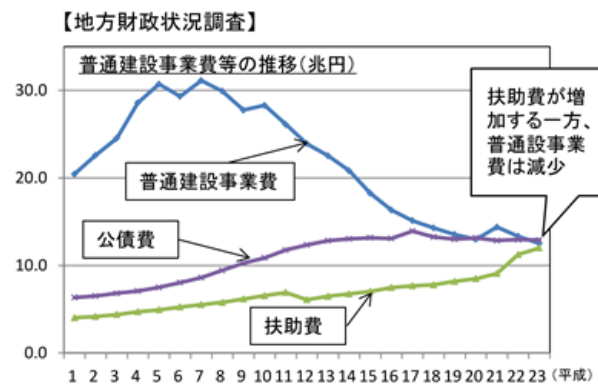
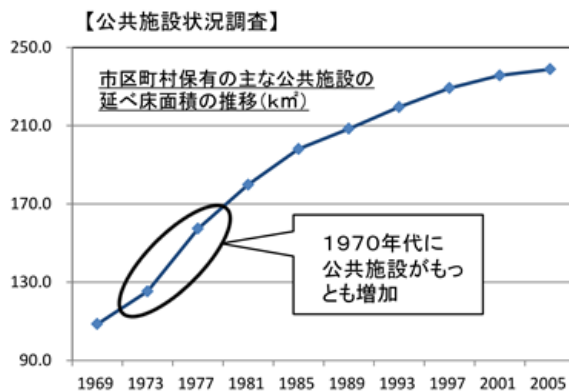


公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進①

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。



公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進②

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、以下の取組を実施

①「公共施設等総合管理計画」の策定要請

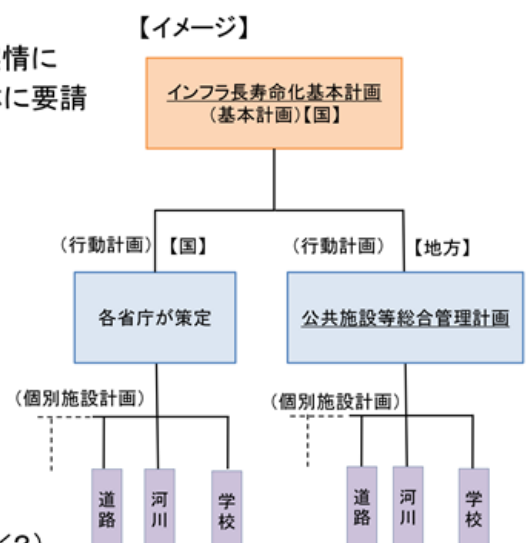
地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画の策定を地方公共団体に要請

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
【例】公共施設の状況(数、延床面積等)、財政状況、人口動態など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
【例】統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方、総量に関する数値目標など

②計画策定に対する支援

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費について、特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当) 〕
〔 地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕



公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進③

事務連絡の概要

第一 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項

一 保有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)

二 施設全体の管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

10年以上とすることが望ましい

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策

全公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい

(3) 現状や課題に関する基本認識

財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新・維持管理等が可能な状況にあるか等現状や課題に対する認識を記載

(4) 適正管理に関する考え方

今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように保有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え方(現状を踏まえた適正管理に関する基本方針)を以下の①～⑥に触れつつ記載。

- ①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、③危険除去の推進方針
- ④長寿命化の推進方針、⑤統廃合等の推進方針、⑥適正管理を実現するための人員体制の構築方針

(5) フォローアップの方針

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。

三 施設類型ごとの基本方針

上記(2)～(5)の各項目のうち必要な事項について、施設類型の特性を踏まえて定める。

インフラ長寿命化計画の体系

インフラ長寿命化基本計画 (基本計画)【国】

(行動計画) 【国】

各省庁が策定

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画) 【地方】

公共施設等総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(6) 先進事例（統廃合等）の紹介について

ア 神奈川県秦野市の例

1 施設を合わせる

一義務教育施設と地域施設の複合化一

西中学校の体育館等と隣接する西公民館は、間もなく建替えの時期を迎えます。これらを複合化した施設とし、管理運営に民間の力を借りることで、将来にわたって幅広く利用される施設として維持していくことを目指しています。

計画の進行にあたっては、地域や利用者の皆さんにご意見を伺う場を設けながら取り組んでいきます。



西中学校体育館



西公民館



西中学校・西公民館周辺配置図

複合化すると、玄関やトイレはもちろん、音楽室や調理室なども共有できるから、面積を減らせるんだ。

民間の力を借りれば、きめ細かなサービスが期待できそう。市の負担も減らせるね。若い人たちにも受け入れられる面白い施設になったら、通っちゃうかも!?

2 余裕のあるスペースを貸す

取組み完了

一公共的機関のネットワーク活用一

保健福祉センターのロビーのスペースを郵便局に貸し、施設の維持のための賃料収入を得るとともに、戸籍や住民票の写し等の証明書の交付事務を行う取組みを平成24年10月から開始しました。市民の皆さんに身近な場所で多くの手続きを行うことができるようになりました。



保健福祉センターのロビーに開局した郵便局



公共施設は宝の山！余裕のあるスペースは、ほかの施設でもあるかもしれないね。

証明書の交付事務もやっているの知らなかった。みんなにも教えてあげたいね。

■保健福祉センター内の郵便局で請求できる証明書

取り扱い日時 月～金曜日(祝・休日と年末年始除く)午前9時～午後5時

証明書	手数料	請求できる方
住民票の写し(除票を含む)	300円	本人及び本人と同一世帯の方
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円	本人及び本人と同一戸籍の方
戸籍の附票	300円	
所得・課税・非課税証明書	300円	本人のみ
印鑑登録証明書	300円	

・請求される方が持参した書式に証明するものや手数料が免除となる証明書、委任状持参の方や第三者の方が請求する証明書はお取り扱いできません。

・本人を確認できる書類が必要です。

・印鑑登録証明書の請求には、「印鑑登録証」(カード)が必要です。

問い合わせ 戸籍住民課☎(82)5127

3 地域で運営する

一小規模地域施設の移譲と開放一

児童館や老人いこいの家といった施設を地域に譲渡し、自主運営によって貸館等の業務を行えるようにします。

また、市民活動などに幅広く利用できる「開放型自治会館」の建設を支援することで、公共施設の機能の補完ができるようにしていきます。今後、地域の皆さんの意見を伺いながら取り組んでいきます。

サークル活動に使えるところが増えれば便利になるかも!

貸館の使用料で収入を得て、施設の維持管理に充てるんだ。



4 利用していない土地ごと貸す

取組み完了

一公民連携によるサービス充実一

旧本町保育園の跡地を社会福祉法人に貸し、障害者地域活動支援センターの事業を任せることで、従来公設公営で行っていたサービス内容より充実したサービスが、より低い税の負担で実現可能となりました。

遊休地をうまく使えば、これからニーズが増える福祉事業にも役立つよ。

利用できる土地を空き地にしておくのは、もったいないね。

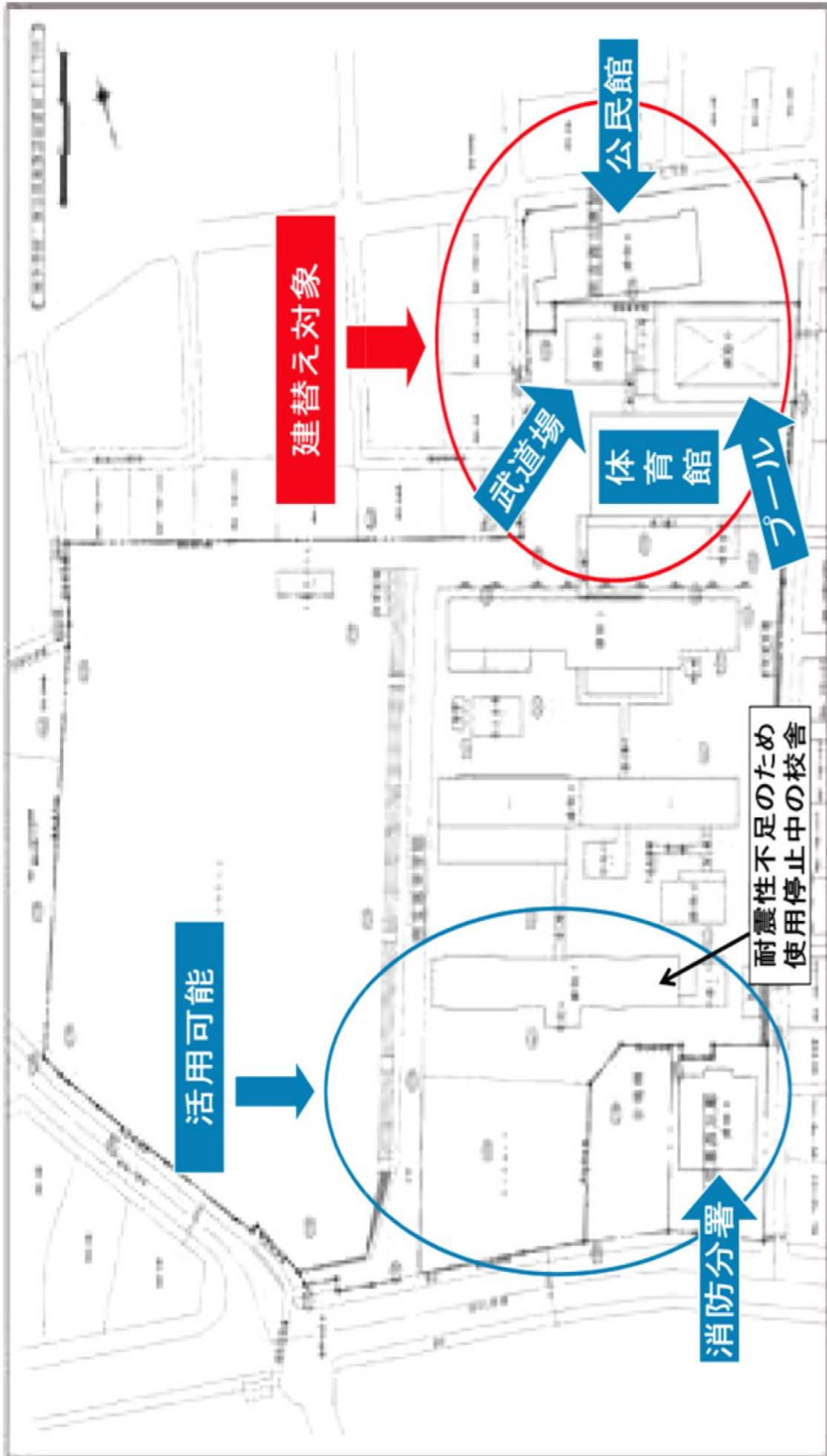


公共施設の再配置って、「将来の市民への贈り物」なのね。

自分たちの都合だけじゃなくて、費用を負担するみんなのことを考えて、時には少しずつ我慢することも必要なんだ。



西中学校・西公民館周辺配置図



建物付土地売却



指定管理者管理 宿泊施設
築22年経って売却
エアコン等の故障頻度が高くなっていた
大幅改修か？⇒売却へ
使い切って売却から使えるうちに売却へ

契約期間更新時期に見直し
躯体が大丈夫なうちに売却！
ホテルとしてリニューアルされる。

機能集約事例 1（複合化）



玉島市民交流センター（H24）
・公民館、労働会館、阿賀崎公園の機能を集約

機能集約事例 2（複合化）

児島市民交流センター（H23）
・旧瀬戸大橋架橋記念館をコンバージョン
・公民館、図書館、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、労働会館の機能を集約



旧公民館と図書館をセットで売却



外観が気に入った購入者は、店舗&工場 & デザインに関する図書室にコンバージョン！
お洒落度アップ



学校プールのLCC(現状)

今後30年間に必要な保全経費
小中学校34校全てで

約31億円必要

膨大な経費!

使う以上 適正保全 は絶対!

現在確保できない費用は、
将来はもっとできない。



学校プール(ハコモノ)に替わる
手段(サービス)はないのか?

安定したプール環境を提供する
民間スイミングスクールの
プール・ノウハウを活用

民間プールを活用すると

LCC比較

比較条件

- (対象)
 - ・市内すべての小中学校
- (LCC検討期間)
 - ・30年間
- (保全経費)
 - ・プール築後51年目に大規模改修
 - ・光熱水経費、経常修繕経費、臨時修繕経費、大規模改修費
- (民間プール委託経費)
 - ・委託開始年度決定要件
 - ①築後30年以上 → 大規模改修有 = 改修年+20年後
→ 大規模改修無 = H26年度より古い順
 - ②築後30年未満 → 築後30年まで使用 = 古い順
 - ・プールカリキュラムは 3回/年・一人
 - ・児童生徒移動経費(バス輸送等)含む

段階的にシフトチェンジ

現状維持

民間委託

差額

合計 31.1(億円) - 17.5(億円) = ▲13.6(億円)

ウ 愛知県西尾市の例（平成26年度から統廃合事業を開始）

再配置プロジェクト01 吉良地区の多目的新生涯学習施設整備事業

再配置方針：吉良地区にふさわしい新たな市民交流の場としての多目的な生涯学習施設を整備する。また安全性に問題のある施設は解体する。



再配置プロジェクト02 一色地区の新公共空間創造事業

再配置方針：公共施設の集積化による新たな公共空間の創造と、支所跡地などで市営住宅整備を中心とした一色地区の定住促進を図る。



4 審議事項

(1) 利用者アンケートの実施について

ア 目的

今後の公共施設マネジメント事業の実施に当たって参考にするため、公共施設の利用者の利用実態を把握する。

イ 実施期間

平成26年10月中旬から同年11月中旬までの1か月

ウ 実施対象施設

不特定多数の利用が想定される施設で、市の職員又は指定管理者の職員が当該施設又は付近の施設に常駐して、利用者が利用する際にアンケートの依頼ができる施設（例：市民交流施設・社会教育施設・スポーツ施設等）。

エ 実施方法

施設の利用前後又は利用中に、市の職員又は指定管理者の職員が利用者にアンケート用紙を配布し、アンケートへの協力を依頼する。

なお、個人利用の場合はそれぞれ各個人が回答し、団体・家族利用の場合は代表者が回答する。アンケート実施期間内に、同一施設を複数回利用する団体等にあっては、期間内に1回の回答で構わない。

オ アンケート項目

性別・年齢・居住地区・交通手段・利用頻度・利用人数など

(2) 公共施設適正配置計画の概要について

喫緊の課題である公共施設マネジメント事業を早急に実施していくため、計画の内容を次のとおり区分して、実効性の高い計画を策定する。

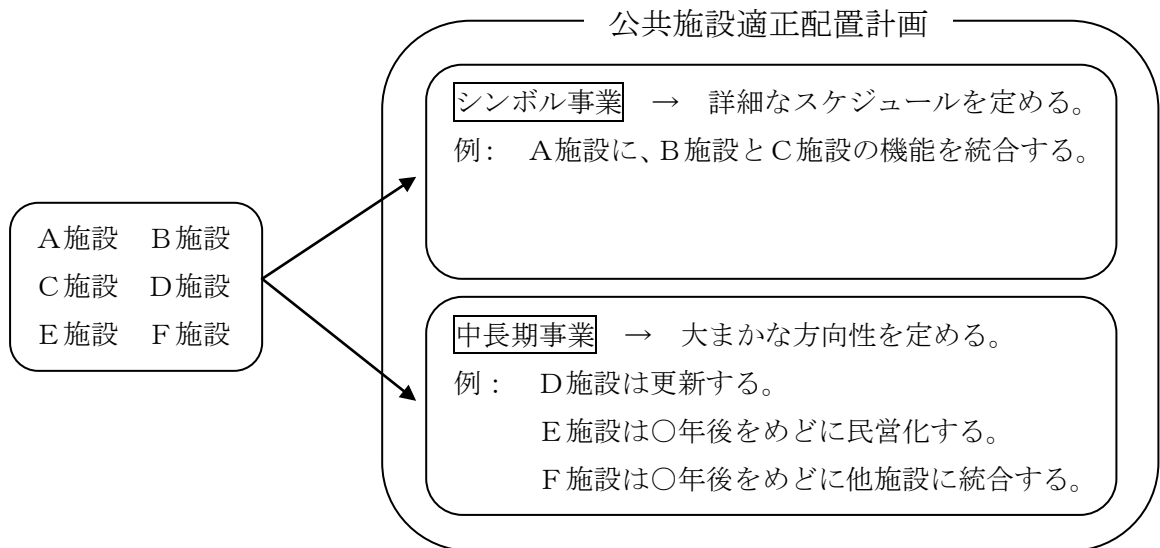
ア シンボル事業

計画の実効性を高めるため、マネジメント事業の象徴となるような統廃合を実施する施設群を2～3件選定し、詳細な統廃合スケジュールを策定する。

イ 中長期事業

シンボル事業に次ぐ事業として、大まかな方向性を定めるとともに、中長期事業の中で優先順位を定める。

計画策定後は、シンボル事業の進捗をみながら、優先順位に沿って実行に移していく。



(3) 公共施設マネジメント基本方針について

ア 先進自治体の例

資料3のとおり

イ 基本方針案

① 「ハコモノに依存しない行政サービスへ転換する。」

施設がなければサービスを提供できない、という発想をやめる。また、必ず（市の）公共施設でなければいけないのか、根本的に見直しを行い、次世代にツケを回さない行政サービスに改める。

② 「統廃合等を除き、原則として、新規建設はしない。」

原則として、新規建設はしない。やむを得ず、新規建設する場合は、複合施設として整備するとともに、整備面積と同等以上の床面積を他の施設で削減する。

③ 「公共施設の統廃合に当たっては、できる限り必要な機能の維持に努めるとともに、優先順位をつけて床面積を削減する。」

施設が統廃合されても、できる限り必要な機能を維持するよう努める。コスト、利用状況等を総合的に勘案した上で、廃止することが適当な施設は思い切って決断し、床面積及びコストの削減につなげる。

ウ 床面積の削減目標の例

先進自治体の事例は、資料4のとおり。